

## 税関検査場における検査及び貨物確認後の輸出航空貨物等の取扱いについて

令和3年7月1日財関第525号

検査指定票（税関様式C第5230号）により税関検査場に運搬された輸出航空貨物（積戻し航空貨物を含む。下記イにおいて同じ。）であって、税関検査場における関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による検査（貨物確認（関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「関基」という。）67—1—7の(2)に定める貨物確認をいう。）を含む。以下同じ。）を受けて輸出の許可（積戻しの許可を含む。）を受けたもの（以下「検査扱い貨物」という。）については、関基67—1—8によるほか、令和3年10月1日より下記のとおり取り扱うこととしたので、関係職員及び関係者へ周知ありたい。

### 記

税関の検査指定（関基67—1—8の(2)に定める検査指定をいう。）を受けた検査扱い貨物について、輸出申告者（積戻し申告者を含む。以下同じ。）が輸出申告（積戻し申告を含む。以下同じ。）時の蔵置場所に戻すことなく、直接、積込港まで運送して航空機に積み込むことを希望するときは、その旨を検査指定票に記載させ、次のイからハまでの実施を確保することを条件として、関基34の2—1の(2)のロ又は関基67—1—8の(4)のロにかかわらず、税関検査場から積込港への運送を認めて差し支えない。その際、検査担当職員は必要に応じて検査扱い貨物に施封することとする。

- イ 輸出航空貨物の輸出申告者は、検査扱い貨物を輸出申告時の蔵置場所に戻すことなく、直接、積込港まで運送する旨を、輸出申告時の蔵置場所の倉主及び運送先となる積込港の保税地域の倉主等に連絡し、これらの倉主等の了解を得た上で、検査扱い貨物を含む輸出航空貨物を確実に積込港の保税地域へ搬入すること。
- ロ 輸出申告者は、積込港の保税地域において到着確認を受けた後、検査指定票の「運搬用」の倉主等の到着確認欄に積込港の保税地域に到着した日時を記載し、輸出許可書（積戻し許可書を含む。）とともに整理保管をすること。また、「運搬用」の写しを輸出申告時の蔵置場所の倉主へ送付すること。
- ハ 検査扱い貨物の税関検査場から積込港までの運送は、積替え等することなく、直接に行われること。